

安全マネジメントの実施に当たっての手引き

(安全管理規程等義務付け対象事業者用)

I. はじめに

- (1) 自動車運送事業においては、運行中の安全の確保が運転者にほとんどすべて委ねられていること、また、道路上を自家用車、歩行者等と混在して走行するため、運転者に特に高い安全意識と能力が求められる等の特徴を有していることから、営業所毎に、一定の車両台数に応じて国家資格である運行管理者を配置し、運転者の労働時間管理、点呼及び指導監督等により安全運行の確保を図る運行管理制度等の下で、輸送の安全の確保を図ってきました。
- (2) 他方、事業用自動車による事故が増加・高止まりしている状況や、平成17年8月の「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」においても、現場主義的な静態的定点チェック中心であった行政手法の転換を図る必要があると指摘されていること等を踏まえ、現行の輸送の安全対策の総点検を行ったところ、以下のような問題が認められました。
 - ① 営業優先で利益を重視する経営トップが運行管理者の意見を尊重しない等、現行の輸送の安全対策の不徹底が見られること。
 - ② 安全対策の水準は経営トップの安全意識に大きく左右される中で、輸送の安全対策を運行管理者任せとする等、企業全体として輸送の安全の確保に取り組む体制が弱体化している等、現行の安全対策に限界が見られること。
- (3) こうした状況を踏まえ、今般改正道路運送法及び改正貨物自動車運送事業法において、「事業者は輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない」という責務規定が追加されました。すなわち、輸送の安全対策は事業経営の最重要課題であり、輸送の安全の確保は経営に不可欠であるとされました。これを実現するため、事業者は、組織が一体となって、自社の事業における輸送の安全が可能な限り高いレベルになるように方針を立て、当該方針に沿った目標を設定し、目標達成のための具体的な計画を作成するとともに、継続的に自ら輸送の安全対策を見直し、絶えず輸送の安全性の向上を目指すという「安全マネジメント」が導入され、安全管理規程等義務付け対象事業者については、安全統括管理者の選任義務及び安全管理規程の作成義務が規定されたところです。特に、不祥事を起こした企業については市場からの退場を余儀なくされる場合もあること等に鑑みると、「安全マネジメント」を実施することは、事業者にとっては事業活動におけるリスクマネジメントとも言えるものです。

- (4) 本手引きについては、事業者が、その規模に応じて、安全マネジメントを効果的に実施し、適確に見直しを行うことができるよう作成したものです。本手引きにおいては、上記(3)の安全マネジメントの考え方に基づき、経営トップのリーダーシップ等組織に関する事項、方針等に関する事項、実施に関する事項、内部監査・業務の改善に関する事項等を記述しています。
- (5) また、安全マネジメントは、輸送の安全の確保のための体制の構築及びその手順等を主要な内容とするものですが、自動車運送事業においては、特に、安全マネジメントと現行の運行管理制度等の安全対策は、有機的に、かつ、一体化して運用されるべきものですので、本手引きには、安全マネジメントに加え、安全マネジメントと現行の運行管理制度等との関連に係る留意点等も記述することとしました。各事業者においては、本手引きを積極的に活用し、輸送の安全の確保に万全を期すことを期待します。
- (6) なお、自動車運送事業においては、運行管理制度等を基礎として輸送の安全の確保が図られているので、国土交通省自動車交通局は、関係行政機関等と緊密な連携を図りつつ、「現行の運行管理制度の徹底」、「監査の強化」及び「安全マネジメントの導入」を三位一体として輸送の安全対策を総合的に推進することとしています。
- (7) また、本手引きについては、安全マネジメントの実施状況の評価等の実態を踏まえ、適時適切に見直しを行うこととしています。

Ⅱ. 安全マネジメントの実施に当たっての手引き

1. 総論

1-1. 目的

この手引きの目的は、所有車両数が以下の台数以上の安全管理規程等義務付け対象事業者に対して、安全マネジメントの実施に当たって必要な事項を示し、もって輸送の安全性の向上に資することにある。

- | | |
|------------------------|------|
| ①旅客自動車運送事業（一般乗用を除く） | 200両 |
| ②一般乗用旅客自動車運送事業 | 300両 |
| ③貨物自動車運送事業（被けん引自動車を除く） | 300両 |

1-2. 適用範囲

この手引きは、自動車運送事業に適用する。

1-3. 定義

この手引きにおいて用いる用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 経営トップ

事業者において、経営に関する最高の意思決定を行うとともに最終的

な経営責任を負う個人又はグループであって、社員に対する指揮及び管理を行うもの。

(注1)「個人」とは、多くの場合、社長又は最高経営責任者(いわゆるCEO(Chief Executive Officer))等(以下「社長」という。)が考えられる。

(注2)「グループ」とは、多くの場合、取締役会(公営企業の場合は経営会議)等が考えられる。なお、執行役員も取締役等と同様に重要な業務の執行に当たるため、グループのメンバーと同等の取り扱いとする。

(2) 安全マネジメント

輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act(以下「PDCA」という。))のサイクルを活用して事業者全体の安全の確保・向上を継続的に行う仕組み。

(3) 安全に関する内部監査

安全統括管理者又は安全マネジメントを担当する要員で安全統括管理者が指名する者が、事業の安全が適切に確保されているか、安全マネジメントが適切に実施され、機能しているか等輸送の安全の確保の状況について確認すること。

(4) 関係法令等

自動車運送事業に係る輸送の安全に関する法令及び関係法令に沿って事業者が定めた社内ルール。

2. 安全マネジメントの適確な実施

安全管理規程等義務付け対象事業者においては、現場の隅々にまで目が行きにくく、経営トップ自らが全ての現場を直接、管理できないこともある。このため、安全統括管理者を選任し、多数の運行管理者等を統括し、事業全体を通して輸送の安全を確保する仕組み等の構築及び維持等を行うとともに、安全管理規程を策定することにより、安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善のサイクルを円滑に進めるものとする。

(注)安全管理規程のモデルは別添のとおり。

3. 経営トップのリーダーシップ等組織に関する事項

3-1. 経営トップの責務

事業者は経営トップの責務を定める。当該責務には、以下の内容が含まれることとする。

(1) 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有すること。

(2) 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じること。

(3) 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重すること。

(4) 経営トップは、PDCAのサイクルにより継続的に輸送の安全性の向上

を図ること等輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行うこと。

3-2. 社内組織

(1) 事業者は、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。体制の構築に当たっては、以下の内容が含まれることとする。

- ①安全統括管理者、運行管理者、整備管理者等を選任すること。
- ②安全マネジメントを担当する要員等輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統を決定し、その組織図を作成すること。

(注) なお、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合における指揮命令系統を明らかにしておくこと。また、通常の輸送の安全の確保への対応だけではなく、重大な事故、災害等に備え、必要に応じ、予め定めた責任及び権限を超えて、適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるよう、その責任者、責任及び権限並びにそれらを踏まえた指揮命令系統を明らかにしておくこと。

- ③運転者等社員は、①に定める者等の指示を受けるほか、常に安全の向上に資する技能等の向上に努め、安全な運行等輸送の安全の確保を行うこと。

(注) なお、経営トップ等からの上意下達による指示だけではなく、運転者等現場の声を踏まえ、運転者等社員が参加意識を持って守るべき「社内ルール」を作ることと努めるとともにサービス規程等にもその旨を反映させるものとする。

(2) 支店又は営業所等がある場合に、経営の権限の一部を支店長又は営業所長等に委譲している時は、これらの者が当該支店又は営業所等の輸送の安全の確保を統括する等有機性を担保することとし、安全と経営における指揮命令系統を可能な限り同一にするように努める。

3-3. 安全統括管理者の選任及び解任

(1) 事業者は、経営トップのうち、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）（又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号））に定める要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

(2) 事業者が安全統括管理者を解任すべき事由には、以下の内容が含まれることとする。

- ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ②身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3-4. 安全統括管理者の責務

事業者は、安全統括管理者の責務を定める。当該責務には、以下の内容が含まれることとする。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等事故防止その他の安全対策について必要な改善措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

4. 方針等に関する事項

4-1. 輸送の安全に関する基本的な方針

事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、内部に周知する。当該方針には、以下の内容が含まれることとする。

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
- (2) 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- (3) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

4-2. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 事業者が輸送の安全に関する方針に基づき実施すべき重点施策には、以下の内容が含まれることとする。なお、運行管理者、整備管理者、運転者、車両及び施設等に関する施策については、関係法令等、別に定めるところによるものとする。

- ①輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

- ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施すること。
- (2) グループ企業にあっては、持ち株会社及び傘下の企業が密接に協力することにより安全性の向上に努める等、一丸となって安全性の向上に努める。
- (3) 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わないこととする。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全性の向上に協力するように努める。

4-3. 輸送の安全に関する目標の設定

- (1) 事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、事業者が達成したい成果として、目標を設定する。例えば、以下のような指標を用いて目標を設定する。
 - ①事故件数
 - ②輸送の安全に関する投資額

(注) 具体的な目標の設定に当たっては、以下の点に留意する。

 - ア. 目標年次を設定すること(長期目標、短期目標等段階的目標を設定することも考えられる)。
 - イ. 抽象的目標ではなく、数字の設定等具体的目標とし、外部の者も容易に確認しやすく、事後的に検証できるものとする。
 - ウ. 運転者等現場の声を汲み上げる等、現場を踏まえた改善効果の高いものとする。
 - エ. 社員がイメージしやすく、輸送の安全性の向上に対する意識の向上に資するものとする。
 - オ. 目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、より高い目標を設定すること。
- (2) 目標の設定に当たっては、必要に応じ、会社全体の目標に加え、営業所等における目標を設定する。

4-4. 輸送の安全に関する計画の作成

- (1) 事業者は、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成するものとする。

(注) 計画においては、例えば、運転者に対する輸送の安全に関する教育の実施、ドライブレコーダー等安全性に配慮した車両等の導入、安全管理委員会の開催、安全推進に係る行事等できるだけ具体的に記載する。
- (2) 計画の作成に当たっては、以下の点を考慮すること等により、現状の問題点を把握し、より輸送の安全の確保に資する改善効果の高いものになるようにする。

- ①自社の人材、車両、施設、交通の状況等の現状を把握すること。
- ②過去の事故、過去の計画の実施状況を踏まえるものとする。
- ③運転者の声を汲み上げる等、現場を踏まえたものとする。

5. 実施に関する事項

5-1. 安全マネジメント等輸送の安全に関する重点施策の実施

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

5-2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資

事業者は、輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。その際、自社の人材、車両、施設等の実態を把握し、事故やヒヤリハット情報等を十分に分析の上、安全対策が効果的に行われるよう、重点的に費用支出及び投資を行う。

5-3. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

事業者は、輸送の安全に関する情報の共有及び伝達に関して、経営トップと現場の代表による意見交換、経営トップによる営業所への訪問又は運転者等による営業所内における意見交換等により双方向の意思疎通を十分に行い、適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。例えば、以下のような情報を含むものとする。

- ①ヒヤリハット情報
- ②ドライブレコーダーの活用等事故防止に関する効果的な事例

(2) 事業者は、経営トップに直結する伝達ルート確保又は伝達した者に対してマイナス評価を行わない等の環境を整えることにより、現場の社員等が安全性を損なうような事態を発見した場合に、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じることができるようにするものとする。

5-4. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(1) 事業者は、事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制を整備し、日時、天候、発生場所、事故の種類、事故原因、事故当時の状況等事故、災害等に関する報告が速やかに社内において伝達されるように努める。報告連絡体制の整備等に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ①事故、災害等が発生した場合に迅速に対応するため、事故、災害等の当事者が直ちに報告するとともに、社員のいずれかが第一報を受け、速やかに経営トップ又は社内の必要な部局等に伝達しうるような体制とすること。
- ②安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、事故、災害等が発生した場合に報告連絡体制が十分に機能するよう必

要な指示を行うこと等により、事故、災害等が発生した後の対応を円滑に進めること。

③報告連絡体制については、有効に機能するよう社内訓練を行うこと。

(2) 事業者は、自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

5-5. 輸送の安全に関する教育及び研修

(1) 事業者は、輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、着実に実施する。

(2) 安全マネジメントが効果的に運用されるよう、安全マネジメントを担当する要員に対する教育及び研修を行う。

(3) 教育及び研修については、輸送の安全を確保する観点から一層重要な意義を有してきていることから、以下の点に留意するものとする。

①運転者等の年齢、経歴、能力等に応じたものとする。

②知識を普及させることに重点を置く手法に加えて、問題を解決することに重点を置く手法を取り入れるとともに、グループ討議、「参加体験型」研修等受講者が参加する手法も取り入れること。

③自動車運送に係る安全の多様なリスクを取り上げ、そのリスクが少なくなるような内容とすること。

④教育及び研修に関する効果判定を行い、一層充実したものにする。

6. 内部監査・業務の改善に関する事項

6-1. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 事業者は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

(2) 安全統括管理者等は、内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

6-2. 輸送の安全に関する業務の改善

(1) 事業者は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改

善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- (2) 事業者は、悪質な法令違反等により重大事故を起こしたような場合においては、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の輸送の安全の確保のための措置を講じる。

7. 情報公開等に関する事項

7-1. 情報公開

- (1) 事業者は、以下に掲げる輸送の安全に関する情報について、ホームページへの掲載、記者発表等により、毎年度、外部に対し公表する。

- ①輸送の安全に関する基本的な方針
- ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
(総件数及び類型別の事故件数)
- ④輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- ⑤輸送の安全に関する重点施策
- ⑥輸送の安全に関する計画
- ⑦輸送の安全に関する予算等の実績額
- ⑧事故、災害等に関する報告連絡体制
- ⑨安全統括管理者、安全管理規程
- ⑩輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- ⑪輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

- (2) 事業者は、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

7-2. 輸送の安全に関する記録の管理等

- (1) 事業者は、安全管理規程を作成し、業務の実態に応じ、適時適切に見直す。
- (2) 事業者は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、報告連絡体制、事故、災害等の報告、輸送の安全に関する内部監査の結果、安全統括管理者の指示その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する。

Ⅲ. おわりに

以上、安全マネジメント態勢の構築については、輸送の安全の確保のために、その構築に向けた積極的な取組を進めることが肝要であり、本制度の円滑な導入に向け、各運送事業者の一層の努力等を期待するところです。

また、PDCAサイクルを活用した安全マネジメント態勢の運用状況については、国による安全マネジメント評価監査を実施することとしています。